

みよし市の発展のために

中小企業と小規模企業を応援しよう

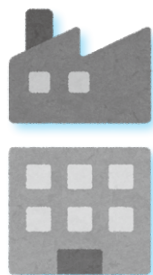
市の発展に重要な役割を担う中小企業と小規模企業を応援するため、みよし市中小企業及び小規模企業振興基本条例を4月1日に制定・施行しました。今回の特集では、この条例について紹介します。

▼問い合わせ＝産業課
☎(32)8015 図(34)4189



中小企業と小規模企業ってなに？

経営規模がそれぞれ下表のいずれかの基準を満たす企業のことです。



市内の企業をチエック！

市内には、製造業や小売業、サービス業など、およそ2,000の事業所があり、およそ3万7,000人が働いています。これらの事業所のうち、およそ9割が中小企業・小規模企業です。

中小企業者と小規模企業者の定義の違い

業種分類	中小企業者		
	資本金の額、または出資の総額	常時使用する従業員の数	小規模企業者
製造業 他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

なぜ応援するの？

中小企業と小規模企業は、それぞれの事業活動を通じて市の地域経済を引っ張っていくとともに、地域社会の担い手として、まちづくりに貢献してきました。しかし、企業間の競争の激化や人口減少など、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。この環境の中で、中小企業と小規模企業の振興が地域社会の発展や市民の皆さんの生活の向上につながることから、地域全体で中小企業と小規模企業を応援する必要があります。

そのための条例ができました！

みよし市中小企業及び

小規模企業振興基本条例

(4月1日制定・施行)

市の発展に重要な役割を担う中小企業と小規模企業がさらに発展していくためには、事業者自らが新たな事業展開や経営改善などの取り組みに挑戦することも、振興に関わる地域全体が連携・協

力し、支援をしていくことが重要です。そこで、中小企業と小規模企業の振興を図るため、条例の中で基本理念や施策の基本となる事項を定めました。

条例の基本理念をチエック！

- 中小企業者・小規模企業者が、自らの創意工夫と経営の向上に対して努力すること
- 私たちにとって、中小企業者・小規模企業者が、地域社会の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識を持つこと
- 中小企業者・小規模企業者、市、国、県、商工会、産業経済団体、大企業者、金融機関、大学、市民など、地域全体で連携・協力し支援し合うこと

みよし市中小企業及び小規模企業振興基本条例ができるとうなるの？

この条例によって、みよし市が目指す姿を次のページでイメージ図として紹介します。

みよし市は、こんなまちを目指します！



市

◆中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定・実施

地域全体がそれぞれの役割を果たすことで、中小企業と小規模企業の発展に協力して、支援します！



商工会

◆中小企業・小規模企業の経営の発達・改善・革新のための取り組みを積極的に実施

中小企業者

- ◆自らの創意工夫による主体的な経営改善・向上
- ◆雇用機会の確保、人材の育成などの労働環境の整備
- ◆経営力強化のため事業者同士で情報交換、収集、相互の交流

金融機関

◆中小企業・小規模企業への円滑な資金供給、有用な情報の提供、経営相談などの支援

産業経済団体

◆中小企業・小規模企業が行う自主的な取り組みと産業間・事業者間の連携を支援

小規模企業者

- ◆連携・協働による知識や技術の向上
- ◆自主的かつ円滑で着実な事業運営
- ◆地域社会と協働し、まちづくりの活動を積極的に実施

大学など

◆中小企業・小規模企業との研究開発やその成果の普及により、事業の拡大・技術の高度化に貢献

大企業者

◆自らの事業活動の維持・発展のために中小企業者・小規模企業者が重要な存在であることを認識し、事業機会の拡大などに配慮

市民

◆中小企業・小規模企業の振興が地域社会の発展・市民生活の向上につながることを理解

地域全体が連携し、協力し合います！

中小企業・小規模企業の成長・発展

企業も地域に貢献！

●地域経済の基盤形成
企業の売上増加や雇用の拡大
(雇用機会の確保・人材育成など)

●地域社会との協働
まちづくり活動への貢献
(地域催事や環境美化活動などへの参加)

みよし市の発展！

中小企業・小規模企業の振興
地域社会の発展と市民生活の向上